

利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例（案）

利根町みんなのまち基本条例（令和4年利根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章条例の普及啓発及び見直し（第34条・35条）」を「第8章条例の普及啓発及び見直し（第34条・第35条）第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会（第36条—第44条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会

（設置）

第36条 町は、この条例の普及啓発及び推進並びに検証を行う機関として、利根町みんなのまち基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（所掌事務）

第37条 委員会の所掌事務は、次のとおりとします。

- （1） この条例の運用に関すること。
- （2） この条例の普及及び啓発に関すること。
- （3） この条例の見直しに関すること。
- （4） その他この条例の推進に関して必要な事項に関すること。

（組織）

第38条 委員会は、委員10人以内をもって組織します。

（委員）

第39条 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、町長が委嘱します。

- （1） 町民 4人以内
- （2） 学識経験を有する者 2人以内
- （3） 各種団体等の関係者 4人以内

（任期）

第40条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任は妨げないものとします。

（委員長及び副委員長）

第41条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めます。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務の運営が円滑に遂行できるよう努めます。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理します。

(会議)

第42条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となります。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集します。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとします。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができます。

(庶務)

第43条 委員会の庶務は、政策企画課において処理します。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年利根町条例第5号）の一部を次のように改正します。

別表第1中

「

同（歯科）	〃	19,800	
-------	---	--------	--

を

「

同（歯科）	〃	19,800	
みんなのまち基本条例 推進委員	委員長	日額	4,800
	委員	〃	4,200

に

改めます。